

報告第 54 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年11月4日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 盛岡市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金60,750円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年8月28日盛岡市立厨川中学校内において、野球部の活動中、生徒がノックしたボールがフェンスを越え、学校横の市道を走行していた相手方車両の屋根に衝突し、破損したことによる。

報告第 55 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお
り専決処分する。

平成27年11月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 盛岡市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金16,000円也

3 損害賠償の原因

平成27年6月20日盛岡市前九年二丁目地内において、市道北夕顔瀬町18号線を自動車で走行中、
道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 56 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年11月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 盛岡市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 456,260円也
- 3 損害賠償の原因

平成27年8月17日盛岡市下厨川四十四田地内において、市道四十四田松園1号線を自動車で走行中、市道樹木の枝が落下し、車両を損傷したことによる。